

説明書

1 趣旨

本業務は、岩手県が管理する流域下水道に設置する設備の確実かつ安定した稼働の確保及び機能維持を図る必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を公募するものである。

公募の結果、応募者がいない場合又は3の応募要件を満たすと認められる者（以下「応募要件満足者」という。）がいない場合にあつては、岩手県北上川上流流域下水道事務所長（以下「所長」という。）が別途選定する者との随意契約手続に移行する。

応募要件満足者が2者以上いる場合にあつては、当該応募要件満足者を指名のうえ競争入札に移行する。

応募要件満足者が1者の場合にあつては、当該応募要件満足者との随意契約手続に移行する。

2 業務の詳細な説明

別添特記仕様書（案）のとおり。

3 応募要件

3-1 単独業者の場合

次の(1)～(3)のいずれも満たす者であること。

(1) 基本的要件

次の①～⑩のいずれも満たす者であること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号のいずれかの規定に該当しない者であること（なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものを除く。）。
- ② 公示時において、岩手県が定める次のいずれかの規定による指名停止、入札参加制限又は書面による警告に伴う非指名の措置（以下「指名停止等」という。）を受けていないこと。
 - ア 一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準（平成23年10月5日制定）
 - イ 庁舎等管理業務に係る委託契約に対する指名停止措置の取扱方針について（平成7年4月27日制定）
 - ウ 建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日制定）
 - エ 県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日制定）
 - オ 物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日制定）
- ③ 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- ⑤ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- ⑥ 不正又は不誠実な行為がないこと。
- ⑦ 経営状況が著しく不健全でないこと。
- ⑧ 安全管理の状況が公募対象業務の受注者（以下「受注者」という。）として不適當でないこと。

- ⑨ 労働福祉の状況が、受注者として不相当でないこと。
- ⑩ その他不公正又は不誠実と認められる事由等がなく、受注者として不相当でないこと。

(2) 業務実績に関する要件

過去10年以内に、元請として、次のいずれかの受注実績を有する者であること。

- ① 本業務の点検対象設備の区分（別表のとおり。なお、本業務の点検整備対象設備の区分が複数の場合は、本業務における主たる点検整備対象設備の区分とする。以下同じ。）と同じ区分の設備（業務実績に係る対象設備の区分が複数の場合は、当該業務実績における主たる対象設備の区分が、本業務の点検整備対象設備の区分と合致する場合を含む。以下同じ。）であって、かつ、本業務の点検対象設備及び本業務と規模、仕様、当該設備設置施設の処理能力、当該設備の性能等（以下「規模等」という。）が同等以上であると認められる点検整備又は修繕（別表の実績要件を満たすものに限る。）
- ② 本業務の点検対象設備の区分と同じ区分の設備であって、かつ、本業務の点検対象設備と規模等が同等以上であると認められる設備の建設、増築又は改築（別表の実績要件を満たすものに限る。）

別表

| 大区分 | 小 区 分 | 実績要件 |
|------|--|----------------------------|
| 機械設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 水処理設備 ・ 沈砂池設備 ・ 主ポンプ（汚水ポンプ）設備 ・ 送風機設備 ・ 塩素混和設備 ・ 用水設備 ・ 重力濃縮設備 ・ 機械濃縮設備 ・ 消化設備 ・ ガスタンク設備 ・ 脱水設備 ・ 焼却設備 ・ 熱利用設備 ・ トラックスケール設備 ・ マンホールポンプ設備 ・ その他の機械設備 | 上水、下水又は工業用水処理施設の機械設備であること。 |
| 電気設備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中央監視制御設備 ・ 特高受変電設備 ・ 受変電設備 ・ 自家発電設備 ・ 制御電源及び計装用電源設備 ・ 負荷設備 ・ 計測設備（運転制御に必要な機器） ・ 監視制御設備（中央監視制御設備を除く） ・ その他の電気設備 | 上水、下水又は工業用水処理施設の電気設備であること。 |

- (3) その他所長が必要と認める要件

3-2 共同企業体の場合

- (1) 共同企業体を構成する全ての構成員が、3-1(1)の要件を満たすこと。
- (2) 共同企業体として、又は共同企業体を構成するいずれかの構成員が、3-1(2)の要件を満たすこと。
- (3) 共同企業体として、3-1(3)の要件を満たすこと。

4 説明書に対する質問受付期間、質問受付担当、質問方法及びその回答方法

(1) 説明書に対する質問受付期間

説明書の交付を開始した日の翌日から起算して5日後（岩手県の休日に関する条例（平成元年条例第1号）第1条に規定する県の機関の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午後5時まで

(2) 質問受付担当

7(1)に同じ

(3) 質問方法

書面にて7(1)あてに提出

(4) 回答方法

書面による回答をホームページに掲載

5 参加意思確認書について

(1) 作成様式及び提出書類

別添の様式1、別紙1及び必要な添付書類とする。

なお、岩手県が定める競争入札参加資格者名簿（応募時において有効なものに限る。）に登載していない者にあつては、合わせて別紙2及び参加意思確認書2(2)に定める書類を提出するものとする。ただし、本公示の日から1年前までに当該書類を提出している場合は、提出を省略することができる。

(2) 記載上の留意事項

別添の様式1及び別紙1から3までの注意書きを参照すること。

(3) 留意事項

- ① 参加意思確認書が提出期限を経過して到達した場合は、当該参加意思確認書を無効とすること。
- ② 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担となること。
- ③ 提出された参加意思確認書及びその添付書類は返却しないこと。
- ④ 提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に応募者に無断で使用しないこと。
- ⑤ 提出期限以前における参加意思確認書の差替え及び再提出（応募者の自発的な申出により行われた場合に限る。）は認めるが、提出期限以後における参加意思確認書の差替え及び再提出は認めないこと。
- ⑥ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止等の措置を行うことがあること。
- ⑦ 応募要件を満たさない旨の審査結果通知書を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面により、所長に対して応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができること。
- ⑧ 所長は、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求められたときは、原則として説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（休日を除く。）以内に、書面により回答するものであること。

6 契約成立要件

契約が確定するまでの間において、次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、契約を締結しないこと。

- (1) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (2) 岩手県から指名停止等の措置を受けていないこと。
- (3) 公示に定める要件を充足する実績を有すること。
- (4) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 共同企業体の構成員の一部について、上に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合においても、同じ取扱いとするものであること。

7 手続等

(1) 担当

〒020-0832 岩手県盛岡市東見前3-10-2

岩手県北上川上流流域下水道事務所 経営総務課 総務グループ

電 話 019-638-2621

F A X 019-638-2622

電子メール CF0001@pref.iwate.jp

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令和8年6月23日(火)17時00分 (1)に同じ。持参（岩手県外の事業所に勤務若しくは住居に居住する者が持参する場合を除く。）、郵送、電子メール又はファクスにより提出すること。

8 その他

関連情報を入手するための照会窓口

(1) 公募手続に関すること

7(1)に同じ。

(2) 技術的事項に関すること

〒020-0832 岩手県盛岡市東見前3-10-2

岩手県北上川上流流域下水道事務所 設備課 設備グループ

電 話 019-638-2671

F A X 019-638-2622

電子メール CF0001@pref.iwate.jp